

■文化振興施策の基本体系

【文化振興条例】

○平成16年4月制定

【目的】

文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、心豊かで活力あふれる県民生活の実現に寄与する

《基本理念》

①地域文化の創造・伝統文化の保存継承を通じた活力ある地域社会の形成による「文化の香り高いふるさと大分」を創造する

②文化の担い手が県民であることを認識し、県民の主体的な参加による自由な発想と文化活動を尊重する

③芸術文化、伝統文化、生活文化等は県民が誇りと独自性を感じる「共通の財産」として尊重され、次代に引き継ぐよう努める

パブリックコメントの対象

【文化振興基本方針】

○平成17年3月策定
○平成28年3月改定
○令和8年3月予定

【位置づけ】

県として「文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するために定める」もの

《基本視点》

①「人」を育て活かす



①豊かな人間性と創造性を育む

②「伝統」を活かす



②伝統をつなぎ、新たな文化が華開く

③「本物」の文化にふれる



(①に統合)

④「芸術文化ゾーン」の誕生と「創造県おおいた」の取組



③創造県おおいたの推進

【文化創造戦略】

○第1期：平成28年3月策定
○第2期：令和2年3月策定
○第3期：令和5年9月策定
○第4期：令和8年3月予定

【位置づけ】

基本方針を具体的に実現するための短期の目標を定めたアクションプラン
(概ね3年を目途に見直し)

《重点戦略》

①芸術文化を享受できる機会の提供



①鑑賞機会の充実

②芸術文化ゾーンにおける芸術文化の創造及びネットワークの構築



②芸術文化活動への支援

③創造性を活かした産業、観光、福祉などの課題への対応



④他分野連携と地域活性化

④次代を担う人材やアートマネジメント人材等の育成



③芸術文化の担い手の育成

⑤芸術文化等の資源を活用した魅力あふれる地域づくりの推進



(④に統合)

【文化振興基本方針の改定のポイント】

- OPAMが開館した平成27年度の改定から10年が経過したことから、昨今の状況変化に対応させるために改定。
- 新しい表現や地域で生まれる新しい文化を育むスタンスを明確化。